平成26年12月10日判決言渡 平成26年(行ケ)第10249号 審決取消請求事件

判

原 株式会社ライフリー

被 告 特 許 庁 長 官

特許庁審判官 Y 1

特許庁審判官 Y 2

特許庁審判官 Y3

特許庁審判書記官 Y 4

主

- 1 原告の訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

- 1 本件訴状の「請求の趣旨」欄には、「特許庁が取消2013-300405号事件について平成26年9月29日にした審決を取り消す。」と記載されていることから、本件訴えは、TAC株式会社の原告に対する登録第3017041号商標に関する商標法50条1項に基づく商標登録取消請求(取消2013-300405号)を認めた審決の取消しを求めるものと解される。
- 2 商標法63条2項の準用する特許法179条ただし書によれば、商標法50 条1項に基づく商標登録取消請求に関する審決に対する訴えは、審判の請求人又は

被請求人を被告としなければならない。したがって,原告が上記1記載の審決の取消しを求めて訴えを提起するのであれば,取消審判請求の請求人であるTAC株式会社を被告としなければならない。しかしながら,上記の当事者の表示欄のとおり,本件訴えの被告はTAC株式会社となっていない。そして,一件記録によれば,原告には,行政事件訴訟法15条1項,40条に基づく被告変更の申立てを行う意思もない。そうすると,本件訴えは,不適法でその不備を補正することができないものである。

3 よって、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条により、口頭弁論を経ないで、判決で本件訴えを却下することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第2部

長裁判官					
	清	水		節	
裁判官					
	新	谷	貴	昭	
裁判官					
	鈴	木	わゕ	なな	